

使用開始日
2020年9月8日



One国際分散投資戦略ファンド (目標リスク8%)

愛称：THE GRIPS 8%

追加型投信／内外／資産複合

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ ^{※2}
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 ^{※1})	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (適時ヘッジ)

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「資産複合(株価指数先物取引、債券先物取引、商品先物取引、スワップ取引、ETF、為替予約取引、債券)資産配分変更型」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

この目論見書により行う「One国際分散投資戦略ファンド(目標リスク8%)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2019年10月18日に関東財務局長に提出しており、2019年11月3日にその効力が生じております。

■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円(2020年6月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:15兆8,290億円
(2020年6月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<http://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

ファンドの特色

1 国内外の複数の資産に分散投資を行います。

- Oneグローバル・リスクファクター・パリティ戦略マザーファンド(以下「GRiPSマザーファンド」といいます。)を通じて、主として世界(日本を含む)の株式、債券、通貨、商品等に実質的に投資を行います。
- 運用にあたっては、株価指数先物取引、債券先物取引、商品先物取引、スワップ取引、指数に連動する投資成果をめざす上場している投資信託証券(ETF)および為替予約取引等を活用します。
- ポートフォリオの構築にあたっては、上記の先物取引や為替予約取引等の買建て(ロング)ポジションおよび売建て(ショート)ポジションを組み合わせ、これらの取引の絶対値の合計が信託財産の純資産総額の10倍程度の範囲内で運用を行います。
※先物取引とは、将来の売買をあらかじめ現時点で約束する取引であり、買建て・売建ての取引が可能なことや、レバレッジにより少ない金額でより大きな投資が可能といった特徴があります。(先物取引については、P3「先物取引とは」をご覧ください。)
- 為替予約取引等については、収益を追求する目的で活用するほか、実質的な組入外貨建資産の為替ヘッジ目的でも利用します。

投資対象例

株式	債券	為替	商品
日本 米国 欧州 英国 カナダ 等	日本 米国 ドイツ 英国 カナダ 等	米ドル ユーロ 英ポンド カナダドル 等	天然ガス 原油 小麦 金 等

※GRiPSマザーファンドの運用にあたっては、株式、債券、商品は先物取引、スワップ取引等、為替は為替予約取引、スワップ取引等を活用します。また、ETFに投資する場合があります。
 ※上記資産はイメージです。投資する資産は上記に限られるものではありません。
 また、上記すべての資産に投資するものでもありません。

2 基準価額の変動リスク*1を年率8%程度*2に抑えつつ、中長期的にリスク水準と同程度のリターン(信託報酬控除前)*3の獲得をめざして、運用を行います。

- GRiPSマザーファンドにおいては、基準価額の変動リスクが年率8%程度*2となるよう、ポートフォリオを構築します。各市場および各通貨への投資比率は、統計的手法を用い、資産価格に影響を与える複数のリスク要因を抽出したうえで、各要因からファンドが受ける影響が均等になるように、月次で決定します。
- 当ファンドにおいては、基準価額の変動リスクが年率8%程度*2となるよう、GRiPSマザーファンド、DIAMマネーマザーファンドおよび短期金融資産の組入比率を日次で調整します。ただし、投資環境によっては、DIAMマネーマザーファンドの組入れを行わない場合があります。

*1 基準価額の変動の大きさ(標準偏差)を表し、この値が小さいほど、基準価額の変動が小さいことを意味します。当ファンドでは、これを「目標リスク」と表すことがあります。
 *2 上記数値は中長期的なリスク水準の目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれをも約束するものではありません。
 *3 リターンは信託報酬控除前の水準であり、一定水準のリターンが達成されることを約束するものではなく、実際の運用成績がマイナスとなる可能性があります。

GRiPSとは、Global Risk-factor Parity Strategyの略で、国際分散投資戦略を示します。



ファンドの目的・特色

多岐にわたる資産に分散投資しつつ、機動的に資産配分比率を変更

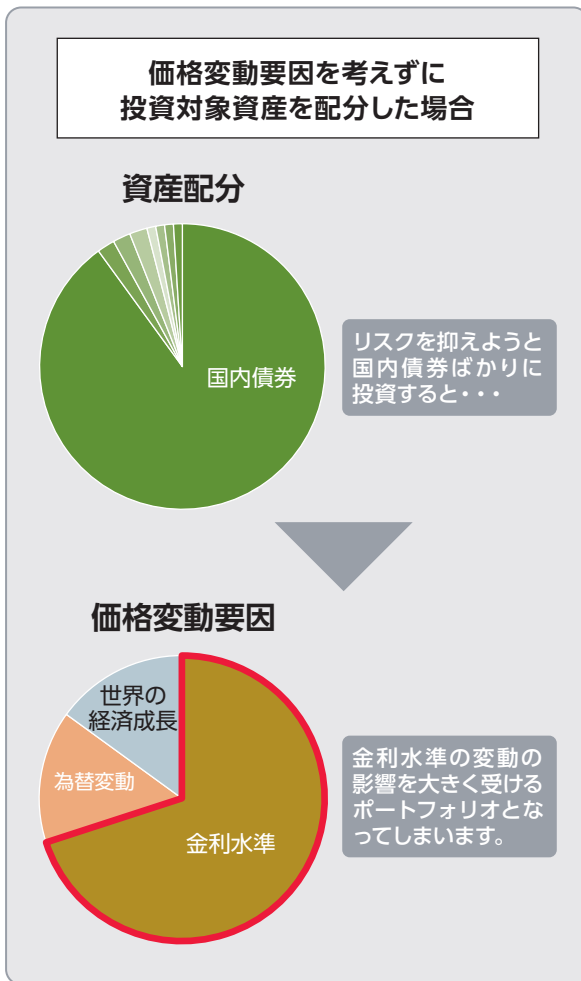
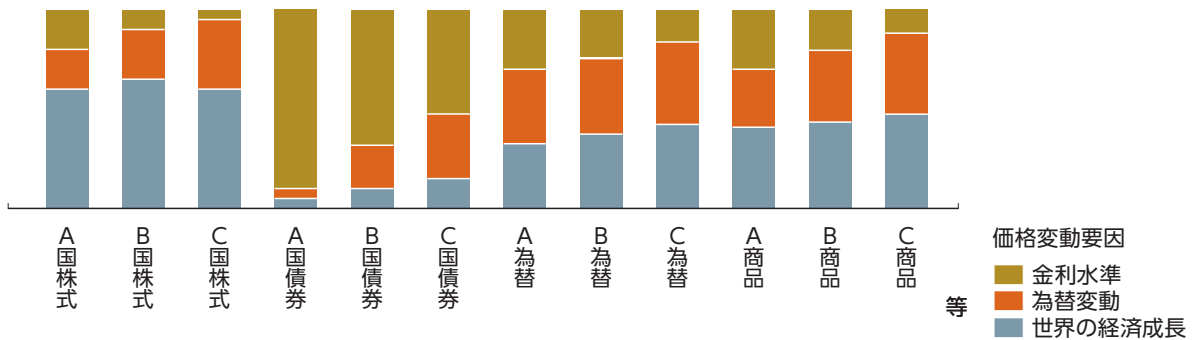
GRIPSマザーファンドにおいては、基準価額の変動リスクが年率8%程度となるよう、ポートフォリオを構築します。

複数の資産に分散投資するとともに、投資対象資産の価格が何に影響を受けるかという「価格変動要因(リスク要因)」をとらえ、その要因からファンドが受ける影響が均等になるような資産配分を行います。

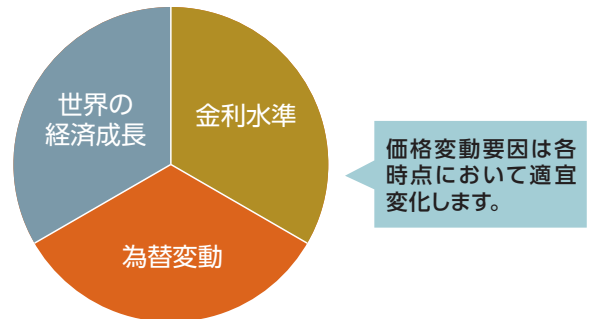
各市場および各通貨への投資比率は、統計的手法を用い、資産価格に影響を与える複数のリスク要因を抽出したうえで、各要因からファンドが受ける影響が均等になるように、月次で決定します。

資産配分比率決定のイメージ

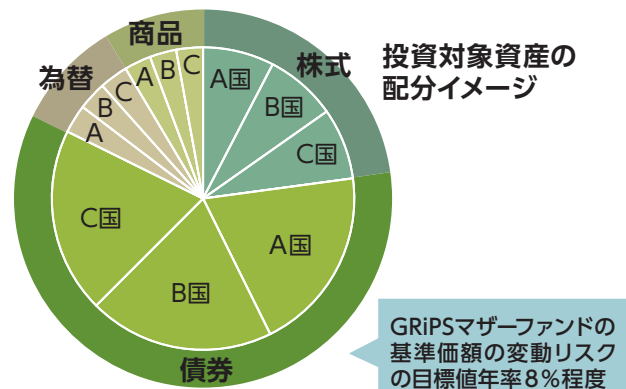
(例) 各資産における価格変動要因の比率



価格変動要因を均等に配分



価格変動要因が均等になるようなポートフォリオを構築



※上記はGRIPSマザーファンドの資産配分比率決定のイメージです。投資する資産は上記に限られるものではありません。また、上記すべての資産に投資するものでもありません。



ファンドの目的・特色

先物取引を活用します

GRIPSマザーファンドでは、リスクを分散するために多様な資産に投資し、先物取引等によるレバレッジ取引を活用します。また、買建て・売建ての両取引を活用します。先物取引は以下のような様々な特徴があります。

● 先物取引とは

先物取引とは将来の売買についてあらかじめ現時点で約束する取引です。

先物取引の特徴



※上記はすべてを表しているものではありません。

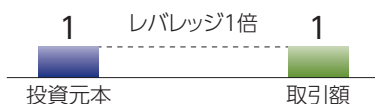
先物取引のポイント

01 買建て・売建ての取引が可能

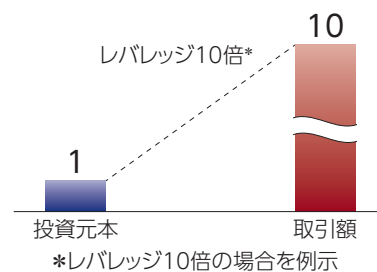
先物取引は、買いから始める取引「買建て」と売りから始める取引「売建て」が可能です。通常、現物取引では資産を保有していないと売することはできませんが、先物取引では資産を保有していなくても売建てを行うことができます。

02 レバレッジにより少ない金額でより大きな投資が可能

現物取引の場合



先物取引の場合



※上記は先物取引のイメージであり、すべてを表しているものではありません。



ファンドの目的・特色

運用プロセス

STEP 1 GRIPSマザーファンド

価格変動要因の分析

統計的手法を用いて過去の資産価格のデータを分析して資産価格に影響を与える変動要因を抽出し、これらの変動要因が各資産にどの程度の影響を与えているかを分析します。

STEP 2 GRIPSマザーファンド

資産配分比率の決定

各変動要因から受ける影響に偏りがなく、GRIPSマザーファンドの基準価額の変動リスクが年率8%程度となるよう、世界(日本を含む)の株式、債券、通貨、商品等への配分比率を決定します。これらの配分比率は概ね月次で見直しを行います。なお、投資にあたっては、先物取引やスワップ取引等のデリバティブ取引や為替予約取引等を通じて、買建て(ロング)および売建て(ショート)ポジションを取得します。

STEP 3 当ファンド

組入比率の調整

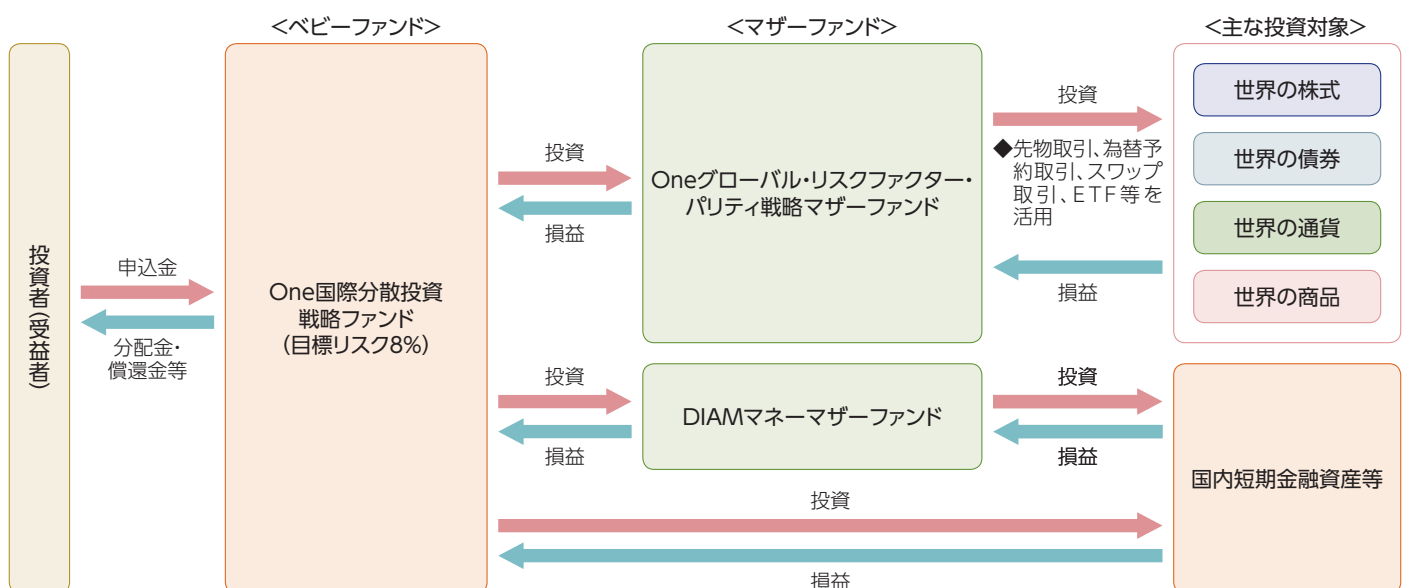
当ファンドの基準価額の変動リスクが年率8%程度となるよう、GRIPSマザーファンド、DIAMマネーマザーファンドおよび短期金融資産の組入比率を日次で調整します。ただし、投資環境によっては、DIAMマネーマザーファンドの組入れを行わない場合があります。

※GRIPSマザーファンドにおける資産配分比率の決定ならびに当ファンドにおける組入比率の調整にあたっては、アセットマネジメント One U.S.A.・インクの投資助言を活用します。

■ ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



※投資環境によっては、DIAMマネーマザーファンドの組入れを行わない場合があります。



ファンドの目的・特色

■主な投資制限

- ・各マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。
- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・マザーファンド以外の投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ・デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・商品投資等取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ・商品現物への投資(商品先物取引等の現物受渡し決済に伴う保有を含みます。)は行いません。
- ・外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

■分配方針

年1回の決算時(毎年6月8日(休業日の場合は翌営業日))に、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■マザーファンドの概要

ファンド名	Oneグローバル・リスクファクター・パリティ戦略マザーファンド	DIAMマネーマザーファンド
主要投資対象	世界(日本を含む)の株価指数先物、債券先物、商品先物、スワップ取引、指数に連動する投資成果をめざす上場している投資信託証券(ETF)および為替予約取引	国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産
投資態度	<p>①主として、世界(日本を含む)の株価指数先物、債券先物、商品先物、スワップ取引、指数に連動する投資成果をめざす上場している投資信託証券(ETF)および為替予約取引に投資することにより、中長期的な信託財産の成長をめざします。</p> <p>②基準価額の変動リスク*を年率8%程度に抑えながら、安定的な収益の獲得をめざします。</p> <p>※上記数値は目標値であり、常にリスク水準が一定であること、あるいは目標値が達成されることのいずれかを約束するものではありません。上記数値が達成されるかどうかを問わず、実際の運用成績がマイナスとなる可能性があります。</p> <p>③統計的手法を用い、ファンドに含まれる複数のリスク要因を抽出したうえで、これらの各リスク要因からファンドが受ける影響が均等になるように資産配分比率および通貨配分比率を決定します。</p> <p>④株価指数先物、債券先物、商品先物などの各種デリバティブ取引および為替予約取引の買建金額(為替予約取引については買予約金額)および売建金額(為替予約取引については売予約金額)の絶対値の合計は、信託財産の純資産総額に対し、最大1,000%程度を基本とします。</p> <p>⑤為替予約取引の買予約金額および売予約金額の絶対値の合計は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。なお、当該為替予約取引には、外貨建資産の為替ヘッジにかかる取引を含みます。</p> <p>⑥オンバランス資産として、ETFへ投資しない部分や証拠金に充当しない部分はコールなどの短期金融資産等に投資します。</p>	<p>①国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債等のほか、取得時において主要格付機関*の長期発行体格付(複数の格付機関が付与している場合は高い方の格付)がAA-格相当以上の社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、さらに、国内格付機関の短期格付がa-1格相当以上のCD、CPを主要投資対象とします。</p> <p>(*主要格付機関とは、R&I、JCR、Moody's、S&Pとします。</p> <p>②国債および政府保証債を除き、原則として、ファンドの元本総額に対する1発行体当たりの有価証券の額面総額の割合は5%以内とします。</p> <p>③ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。</p>

○各マザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書または約款に記載しております。



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、デリバティブ取引等を通じて、世界(日本を含む)の株式、債券、通貨、商品等の値動きのある資産等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

市場 (価格変動) リスク

投資する資産の価格変動は、基準価額に影響をおよぼす場合があります。

当ファンドは実質的にデリバティブ取引等を通じて、世界(日本を含む)の株式、債券、通貨、商品等の値動きのある資産等に投資を行います。

株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。

債券の価格は、金利変動等の影響を受けます。また金利変動は、債券・株式・通貨および商品等の各資産への投資の相対的魅力度を変化させるため、金利変動により各資産の市場の間で資金移動が起こる場合があります。

商品(コモディティ)価格は、商品の需給関係の変化、為替、金利の変化等様々な要因で変動します。

これらの資産は、上記などの影響を受け価格が変動するため、当ファンドの基準価額はその影響を受け、下落することがあります。

デリバティブ 取引等に 関する リスク

デリバティブ取引等は、基準価額に大きな影響をおよぼす場合があります。

当ファンドでは、実質的に株価指数先物・債券先物・商品先物や為替予約等のデリバティブ取引等を使用し、買建てポジションおよび売建てポジションを組み合わせ、その絶対値の合計が、信託財産の純資産総額の10倍程度の範囲内で運用を行います。このため、基準価額は株式市況、債券市況、商品市況および為替の変動の影響を大きく受ける場合があります。取引の内容によっては、投資対象となる原資産以上の値動きをすることがあります。また、各資産において買建てポジションと売建てポジションの両建てを行うなど多様な建玉(ポジション)をとることがあり、投資する資産の価格が上昇した場合でも、当ファンドの基準価額の上昇率がそれに追従しないこと、あるいは基準価額が下落することがあります。

なお、当ファンドは、実質的にスワップ取引を行うため、金利の動きや発行体のクレジット動向等の影響を受けます。デリバティブ取引等においては、取引相手先の倒産等による契約不履行リスクを伴います。

資産配分 リスク

資産配分比率が高い資産の価値の変動等は、基準価額に影響をおよぼす場合があります。

投資に際して資産配分を行う場合には、一般に当該資産への資産配分の比率に応じて、投資全体の成果に影響をおよぼします。当ファンドは、基準価額の変動リスクが年率8%程度となるよう統計的手法を用い、実質的に株式、債券、通貨および商品等に資産配分を行いますが、収益率の悪い資産への配分比率が大きい場合等には、目標とする変動リスク以上に基準価額が変動する場合があります。

為替変動 リスク

収益追求目的で為替予約取引等を行うため、為替変動の影響を受け、基準価額が変動する可能性があります。また、為替ヘッジを行っても円高による影響を完全には排除できません。

為替相場は、各国の政治情勢、経済状況等の様々な要因により変動し、外貨建資産の円換算に影響をおよぼします。当ファンドは、実質的に収益を追求する目的で為替予約取引等を行うため、為替変動の影響を受け、基準価額が変動する可能性があります。実質組入外貨建資産について、為替リスクの低減をめざし為替ヘッジを行った場合でも、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。



投資リスク

金利変動 リスク

金利の上昇は、基準価額の下落要因となる可能性があります。

金利の変動は、債券等の価格に影響をおよぼします。金利の上昇は、一般に債券の価格を下落させ、基準価額が下落する要因となります。当ファンドではDIAMマネーマザーファンドを通じ、または直接、債券等に投資を行うことがあり、この場合、債券等の価格が下落し、基準価額を下落させる要因となる可能性があります。

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等を売却または取得する際や、デリバティブ取引等を行う際に市場規模や取引量、取引規制等により、その取引価格に影響を受ける場合があります。一般に市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす要因となります。

信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。当ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式・債券の価格が下落したり、その価値がなくなることがあり、基準価額が下落する要因となります。

カントリー リスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制、また取引規制等の要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。海外に投資する場合には、これらの影響を受け、基準価額が下落する要因となります。当ファンドは実質的に新興国にも投資を行います。新興国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化等が株式市場や為替市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制等の種々な規制の導入や政策の変更等の要因も株式市場や為替市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - ・収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
 - ・分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用に影響を受ける場合があります。



投資リスク

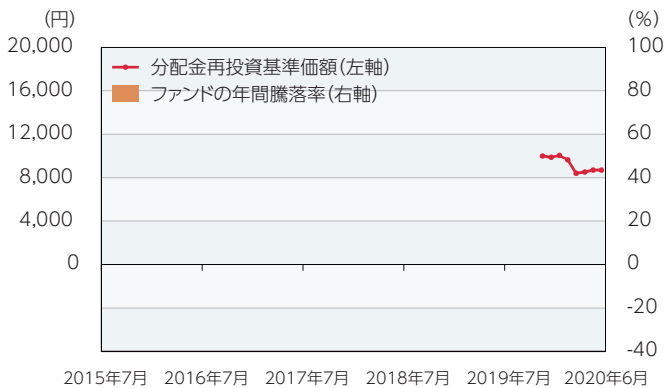
リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

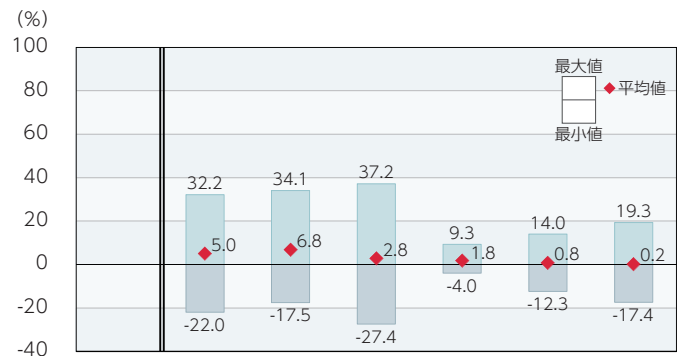
※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



ファンド:2020年6月末現在、設定後1年を経過していないため、データはありません。
代表的な資産クラス:2015年7月~2020年6月

*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
*ファンドは2020年6月末現在、設定後1年を経過していないため、年間騰落率はありません。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所 (株東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株東京証券取引所) が有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc. が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村証券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

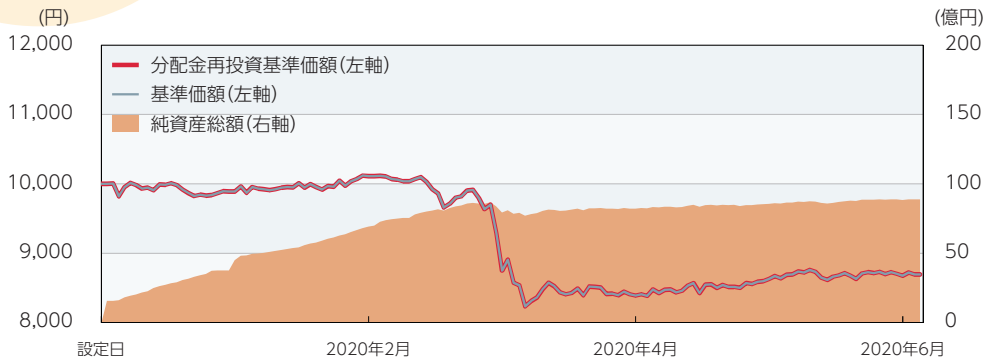
(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

データの基準日:2020年6月30日

基準価額・純資産の推移 (2019年11月29日~2020年6月30日)



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2019年11月29日)

分配の推移(税引前)

2020年6月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	Oneグローバル・リスクファクター・パリティ戦略マザーファンド	98.16

■Oneグローバル・リスクファクター・パリティ戦略マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率*です。

*トータル・リターン・スワップ取引の比率については、当該マザーファンドの純資産総額に対する評価損益の比率を表示しております。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
国債証券	8.81
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	91.19
合計(純資産総額)	100.00

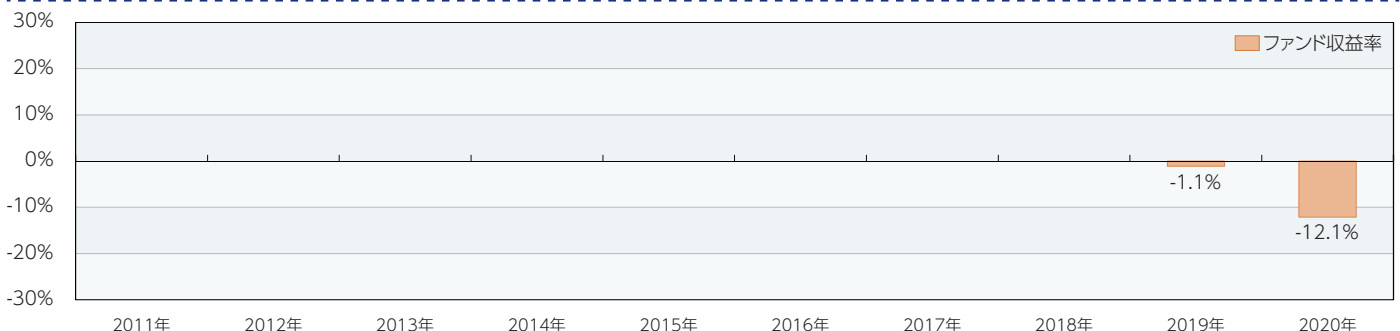
※上記その他の資産は差入委託証拠金等です。

その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	61.87
株価指数先物取引(売建)	△36.84
債券先物取引(買建)	183.25
債券先物取引(売建)	△31.37
トータル・リターン・スワップ取引(商品)*	0.09
トータル・リターン・スワップ取引(為替)*	0.11

※上記その他の資産はデリバティブ取引を表示しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2019年は設定日から年末までの収益率、および2020年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	当初申込期間:1口当たり1円 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	当初申込期間:販売会社の営業時間中とします。 継続申込期間:原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。
購入の申込期間	当初申込期間:2019年11月5日から2019年11月28日まで 継続申込期間:2019年11月29日から2021年3月2日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金申込不可日	継続申込期間において、以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 <ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日 ・フランクフルト証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	商品市場、外国商品市場または金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	2030年6月10日まで(2019年11月29日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年6月8日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(http://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																	
購入時手数料	購入価額に、 3.3% (税抜3.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。 購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。																
信託財産留保額	ありません。																
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																	
運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.793% (税抜1.63%) 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳(税抜)</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.65%</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各种書類の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.95%</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.03%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table> <p>委託会社の信託報酬には、以下のとおり、当ファンドおよびOneグローバル・リスクファクター・パリティ戦略マザーファンドの投資顧問会社(アセットマネジメントOne U.S.A.・インク)に対する投資顧問報酬が含まれます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当ファンド</th> <th>Oneグローバル・リスクファクター・パリティ戦略マザーファンド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当ファンドの信託財産の純資産総額に対して年率0.0325%</td> <td>当ファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの時価総額に対して年率0.2925%</td> </tr> </tbody> </table>	支払先	内訳(税抜)	主な役務	委託会社	年率0.65%	信託財産の運用、目論見書等各种書類の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	年率0.95%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価	当ファンド	Oneグローバル・リスクファクター・パリティ戦略マザーファンド	当ファンドの信託財産の純資産総額に対して年率0.0325%	当ファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの時価総額に対して年率0.2925%
	支払先	内訳(税抜)	主な役務														
	委託会社	年率0.65%	信託財産の運用、目論見書等各种書類の作成、基準価額の算出等の対価														
	販売会社	年率0.95%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価														
受託会社	年率0.03%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価															
当ファンド	Oneグローバル・リスクファクター・パリティ戦略マザーファンド																
当ファンドの信託財産の純資産総額に対して年率0.0325%	当ファンドの信託財産に属する当該マザーファンドの時価総額に対して年率0.2925%																
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 <p>監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。</p> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>																

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※上場投資信託(ETF)は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託(ETF)の費用は表示しておりません。

■税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2020年6月末現在のものです。

※少額投資非課税制度[愛称:NISA(ニーサ)]および未成年者少額投資非課税制度[愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)]をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。